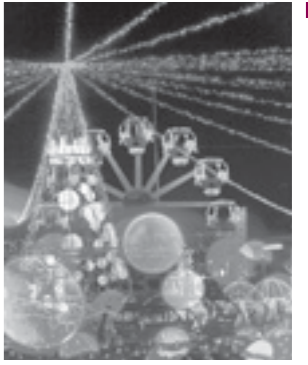


観光フォトコンテスト



美しい自然・歴史・文化・祭りなど、藤岡市の四季を写した魅力あふれる写真作品を募集します。

手焼き四切サイズ(254mm×305mm)▽1年以内に撮影した未発表の作品
応募締切 12月22日(木)
応募方法 応募票をつけて市観光協会(商工観光課内)へ郵送または持参
※詳しくは、問い合わせるか商工観光課にある応募要領(ホームページからもダウンロードできます)をご覧ください
問い合わせ 商工観光課 ☎④2317

スポーツ

問 ☎⑤8213

市民水泳競技大会

日時 8月28日(日)午前9時開会
会場 みずとびあ藤岡
対象 市内在住・在勤・在学・在クラブの人
参加料 1種目▽中学生以下 1100円▽高校生以上 11500円▽リレー(4人1チーム) 11000円
※リレーは事前の申し込みが必要
出場制限 1人2種目まで(リレーは含まない)

小学生初心者テニス教室(硬式)

庚申山総合公園テニスコート

日時 7月23日(土)・24日(日)の土・日曜日(全4回)午後5時～6時
定員 10人(先着順)
鬼石総合グラウンドテニスコート
日時 7月23日(土)・24日(日)の土・日曜日(全4回)午前9時～

初心者ソフトテニス教室



日時 8月20日(土)・21日(日)の土・日曜日(全10回)午後7時～9時
会場 市民体育館
対象 市内在住・在勤・在学の小学生
定員 30人(先着順)
参加料 2000円
申し込み・問い合わせ 7月

NPBガールズトーナメント2016 大会出場を報告



女子学童軟式野球チームの前橋ガールズに所属する植田冴華さん(美九里東小6年)と横塚京奈さん(美九里東小6年)が6月1日に市長を表彰訪問し、8月に開催されるNPBガールズトーナメント2016大会への出場を報告しました。「チームみんなで勝利に向かって全力でプレーしていきます」と、意気込みを市長に伝えました。

健康福祉

危険ドラッグ「ダメ。ゼッタイ。」

「危険ドラッグ」の乱用が大きな社会問題となっており、あたかも安全であるかのように販売されていますが、大麻や覚せい剤と同様に危険な成分が含まれ、使用すると

死亡する場合もある大変危険な違法な薬物です。薬物の乱用によって侵された中枢神経は、治療しても元の状態に戻ることがなく、その被害は、本人のみならず大切な家族にまで影響を及ぼし、多くの人を不幸にします。大切なのは、薬物乱用を許さない社会環境づくりです。市は平成26年11月27日、「危険ドラッグ撲滅都市宣言」を行い、危険ドラッグ撲滅に向けた地域ぐるみでの取り組みを推進しています。市民の皆

さんご協力ください。問い合わせ 健康づくり課 ☎④2808

身体障がいに関する巡回相談会



県心身障害者福祉センターの職員や医師が来て、身体障がいに関する相談や補装具(車いすなど)の給付相談を受

け付けます。相談はすべて予約制です。日時 8月3日(水)午前10時～正午
会場 市福祉会館
※障がいや重いなどの理由で会場まで来ることができない人は、こちらから訪問して相談に応じますので事前に連絡してください
内容 ▽身体に障がいがある人に関する各種相談▽補装具の要否判定(整形外科のみ) 持ってくる物 印かん・身体障害者手帳
申し込み・問い合わせ 7月

地域のチカラで明るい社会



22日(金)までに電話で福祉課 ☎④2384へ
7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動は全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、

国民健康保険高齢受給者証および後期高齢者医療被保険者証の更新

現在交付されている国民健康保険高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日です。8月から使用する新しいものを7月下旬に郵送します。

国民健康保険高齢受給者証



70～74歳の国民健康保険加入者が対象で、世帯主宛てに郵送します。白色です。有効期限 平成29年7月31日 または75歳の誕生日の前日
自己負担割合 28年度の住民税課税所得額が145万円未満の人は2割、それ以上の人

後期高齢者医療被保険者証



は3割負担 ※昭和19年4月1日までに生まれた人は1割負担

介護保険負担割合証

要介護・要支援などの認定を受けている人に交付されている「介護保険負担割合証」の適用期間が7月31日に終了します。新しい負担割合証を7月下旬に郵送します。必ず介護保険被保険者証と一緒に保管してください。

75歳以上の人と、障害認定を受けた65歳以上の人が対象です。黄緑色の封筒に入れて郵送します。青色です。有効期限 平成29年7月31日
自己負担割合 28年度の住民税課税所得額が145万円未満の人は1割、それ以上の人は3割
問い合わせ 保険年金課▽高齢受給者証 国保係 ☎④2822 ▽後期高齢者医療被保険者証 医療年金係 ☎④2259

利用負担割合 一定以上所得者は2割(65歳未満の人、生活保護受給者、市民税非課税の人を除く)、それ以外の人は1割負担
※一定以上所得者は以下の両方を満たす人▽本人の合計所得金額が160万円以上▽世帯の65歳以上の人の「年金収入」とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上
問い合わせ 介護高齢課 ☎④2292